

## 6月の税務

- 1 所得税の予定納税額の通知  
通知期限 … 6月15日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）  
納期限 … 6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日
- 3 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（26年12月～27年5月分）の納付  
納期限 … 6月10日
- 4 4月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限 … 6月30日
- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限 … 6月30日
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限 … 6月30日
- 7 10月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限 … 6月30日
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限 … 6月30日
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限 … 6月30日

# 中央税務会計事務所ニュース

……最大の資源は空気、水…… ……日本は資源国である…… ……と思えて 中島	レアース	家電、電子機器、ハイブリッド車など	《通信欄》世界中、資源獲得の為、紛争だらけ、今回は鉱物資源とその用途について書きますよ。
	ユバルト	リチウム、イオン二次電池、磁石など	
	モリブデン	鋼、ステンレスの添加剤など	
	リチウム	リチウムイオン二次電池、医薬品など	
	インジウム	液晶ガラス、ディスプレイパネルなど	
	チタン	化学プラント、先端材料など	
	マンガン	酸化剤、乾電池、ニッケル水素電池など	
	プラチナ	宝飾品、燃料電池、自動車排ガス浄化など	
	ニッケル	ステンレス鋼、耐熱、耐食合金など	
	タングステム	工作機械など	

## 平成27年度税制改正にみる 欠損金の繰越控除制度の見直し

平成27年度税制改正における法人税改革の枠組みについては、平成27年度を初年度とし、以後数年で法人実効税率を20%台まで引下げることが目指すとされています。

ただし、法人実効税率の引下げに伴う代替財源の確保として、①欠損金の繰越控除制度の見直し、②受取配当等の益金不算入制度の見直し、③外形標準課税の拡大、④租税特別措置（研究開発税制）の見直しなどによる課税ベースの拡大が行われる点に注意が必要です。

そこで今号では、これらの課税ベースの拡大による代替財源の確保策の中から、「欠損金の繰越控除制度の見直し」についての主な概要についてふれてみました。

法人は一旦設立をすれば以後継続して事業活動を行っていくこととなります。

一方、法人税法では、課税の便宜上、定款などで定められた事業年度ごとに課税所得金額の計算をする単年度課税がとられています。

しかし、本来、企業の損益というものは、企業が存続する全期間に渡って発生することから、課税の便宜上の理由により区切られた計算期間で終結させるべきものではないといえます。

事業年度以降に繰越し、その事業年度の所得の金額から控除できる制度です。

### ■改正前の制度

改正前の制度概要は、各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金を各事業年度の所得の金額から控除するというものです。

中小法人等以外の大法人は、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得金額の80%相当額を限度（中小法人等については100%）として、以下の一定要件を満たせば欠損金の控除が認められます。

#### （要件）

※青色申告書を提出した事業年度の欠損金であること

※欠損事業年度後、繰越控除を利用する事業年度まで継続して確定申告書を提出していること

ただし、青色申告書を提出していない場合でも、各事業年度において生じた欠損金のうち、震災、風災害、火災等の災害により棚卸資産、固定資産などの資産について生じた損失金は、「災害による損失金の繰越控除制度」により、同様に取り扱われます。

### ■改正の目的

平成21年度分以降を例にとると、毎年、欠損金の繰越控除制度により控除された金額は10兆円程度あり、法人税収の伸び悩みまたは減少の大きな原因は、欠損金の繰越控除制度にあるといわれていました。

また、我が国の全法人に占める利益法人の割合は28%程度（平成24年度）に過ぎず、先進諸外国と比べて相当に低いとされており、一部の利益計上法人のみが法人税を負担している状況となっていました。

このような状況を背景に、欠損金の繰越控除限度額の制限を強化することで課税ベースを拡大し、「より広く負担を分かち合う」観点から税率引下げの財源とされました。

### 改正の内容

#### ■繰越控除限度額の段階的引下げ（中小法人等以外）

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度および青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における繰越控除限度額（改正前80%）について、以下の通り、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所

### ■欠損金の繰越控除とは

そこで、法人税法においては、単年度課税の例外的な措置として、数事業年度分の損益を通算する方法、いわゆる「欠損金の繰越控除制度」が設けられています。

欠損金とは、その事業年度の所得計算において益金よりも損金の方が多かった場合の益金を超える部分の金額をいいます。

欠損金の繰越控除制度は、過去の事業年度において生じた欠損金を翌

得金額の65%、50%相当額に段階的に引下げられます。

なお、連結欠損金の繰越控除制度における繰越控除限度額についても、同様の改正が行われました。

### ① 第1段階の引下げ

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度または連結事業年度について、その繰越控除前の所得の金額または連結所得の金額の65%相当額とします。

### ② 第2段階の引下げ

平成29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度または連結事業年度について、その繰越控除前の所得の金額または連結所得の金額の50%相当額とします。

### ■ 中小法人等の

#### 従前取扱いの存置

資本金1億円以下の普通法人における欠損計上法人の割合は7割にも上ります。

欠損計上法人の割合が多い中小法人等については、その影響に配慮して、従前の控除限度額（所得の金額または連結所得の金額）が存置されます（控除限度100%）。

### ■ 繰越期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間および連結欠損金の繰越期間が10年（改正前9年）に延長されます。

中小法人等は、控除限度額の引下げ改正は適用されませんが、繰越期間の延長については中小法人等にも適用がある点には注意が必要です。これは、税務執行の便宜等を考慮したものとされます。

また、欠損金の繰越期間が10年に延長されることに伴い、帳簿保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限・更正の請求期間についても10年（改正前9年）に延長されます。この改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

以上、「欠損金の繰越控除制度の見直し」の概要についてふれました。なお、新設法人や、経営再建を行う法人については、雇用やイノベーションを生み出す創業や円滑な事業再生を促進する観点から、7年間・100%控除できる仕組みも導入されていますので留意しましょう。

〔欠損金の繰越控除制度の見直し〕

		改正前	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大法人	控除限度	80%	65%	65%	50%
	繰越期間	9年	9年	9年	10年※
中小法人等	控除限度	100%	100%	100%	100%
	繰越期間	9年	9年	9年	10年※

※平成29年度以降生じる欠損金について10年間、繰越可能

〔中小法人等以外の大法人の場合（平成27年度～平成28年度）〕

